

<p>該当サービス種別</p>	<p>短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院</p>
<p>項目</p>	<p>協力医療機関連携加算（情報共有会議の定期開催）</p>
<p>指摘内容</p>	<p>協力医療機関連携加算を算定しているが、利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していることが確認できない事例があった。 また、会議を実施していても、その記録が会議録の体裁となっていない事例もあった。</p>
<p>改善内容</p>	<p>協力医療機関連携加算は、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催（概ね月に1回以上）することを評価するものです。</p> <p>そのため、加算の算定には、会議の開催が要件となります。会議開催の記録については、次の点、ご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の開催状況がわかるよう、その概要の記録も作成し、保存すること。 ・概要の記録には、開催日時、場所、出席者名、検討した概要等を記載すること。 <p>なお、電子的システムにより当該医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差支えないとされています。</p>
<p>備考</p>	<p>・地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護においては、会議の開催頻度について、「概ね月に1回以上」を「概ね3月に1回以上」と読み替えてください。また、電子的システムにより当該医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合に求められる開催頻度については、「定期的に年3回以上」を「概ね6月に1回以上」と読み替えてください。</p>